

第 2 号 (令和 5 年 1 2 月 1 3 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和5年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和5年12月13日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年12月13日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和5年12月13日午前11時09分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	小割	直彦	8番	谷田	利一
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇 議会書記 梶田 篤志

議会書記 林田 夕加 議会書記 新田 純平

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西島 寛道 副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎
 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
 理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理
 理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
 企画財政課長 寺井 佳孝
 高齢福祉課長 坂井幸一郎
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
 上下水道課長 仁木 崇
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
 理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
 学校教育課長・
 自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
 税務課長 乾 浩朗
 保健医療課長 中谷 誠
 産業環境課長 菱本 嘉昭
 建設課参事 辻井 祐介
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 平間 克則
 学校給食センター所長 奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和5年12月13日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第63号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第64号 令和5年度井手町一般会計補正予算（第7回）
- 第5 議案第65号 令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第6 議案第66号 令和5年度井手町水道事業会計補正予算（第3回）
- 第7 議案第67号 令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算
（第3回）
- 第8 議案第68号 令和5年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第9 議案第69号 令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
回）
- 第10 議案第61号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第11 発議第4号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を
日本政府に求める意見書
- 第12 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから令和5年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第62号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第69号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）までの8件の議案が追加提案として提出されております。また、谷田健治議員より、発議第4号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしくご審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、小割直彦議員、8番、谷田利一議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第62号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第62号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、本年8月の人事院勧告に準拠するため、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、6ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1358、第17条、期末手当の規定でありまして、一般職の職員の給与に関する法律等、以下、給与法等と申し上げます。において、

12月の期末手当の支給率の改正等に伴う条文の整備であります。

下、1360ページ、第18条、勤勉手当の規定でありまして、これも同じく給与法等において12月の期末手当の支給率が改正されたことに伴う条文の整備であります。

次ページをご覧ください。1361の52ページ、別表第2、給料表でありまして、これも同じく給与等の改正に伴う給料表の整備であります。

13ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、給与法等において、12月の期末手当の支給率の改正及び文言の改正に伴う条文の整備であります。

次ページ、14ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)でありまして、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1451、目次でありまして、条の繰下げに伴う条文の整備であります。

その下、新規条文でございますけれども、今回、会計年度任用職員の給与改定を常勤職員に準じて行うことに伴い、新たに第31条を追加するものがございます。なお、今回の人事院勧告におきまして、非常勤職員の給与改定の取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨、指針に示されたことにより実施するものがございます。

次のページをご覧ください。

例規ページ数1457、第31条、旧の方ですけれども、委任の規定でありまして、先ほどの第31条を加えますことに伴いまして、第32条に繰り下げる条文の整備であります。

1457ページ、附則でありまして、先ほどと同じく会計年度任用職員の給与改定を常勤職員に準じて行うこととなりますので、その条文の整備でございます。

次ページをご覧ください。16ページでございます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)でありまして、井手町特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、特別職の職員の給与に関する法律等、以下、特別職給与法と申し上げます。において、12月の期末手当の支給率の改正に伴う条文の整備であります。

18ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第5条関係)でありまして、井手町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法等において12月の期末手当の支給率の改正に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。19ページでございます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第6条関係)でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど6ページで説明いたしました第1条関係からの改正となります。

例規ページ数1358、第17条、期末手当の規定でありまして、給与法等において6月及び12月の期末手当の支給率を同率とする改正等に伴う条文の整備であります。

次ページをご覧ください。

1360ページ、第18条、期末勤勉手当の規定でありまして、19ページと同様に、6月及び12月の勤勉手当の支給率を同率とする改正等に伴う条文の整備であります。

次ページをご覧ください。21ページでございます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第7条関係)でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど13ページで説明いたしました第2条関係からの改正となります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、給与法等において6月、12月の期末手当の支給率を同率とする改正に伴う条文の整備であります。

次ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第8条関係)でありまして、井手町特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど16ページで説明いたしました第4条関係からの改正となります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法等において、6月、12月の期末手当の支給率を同率とする改正等に伴う条文の整備であります。

24ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第9条関係)でありまして、井手町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど18ページで説明いたしました第5条関係からの改正となります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法において、6月12月期の期末手当の支給率を同率とする改正に伴う条文の整備であります。

それでは、5ページをご覧ください。中ほどでございます。

附則でございます。第1条、施行期日等の規定であります。

第1項でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は令和6年4月1日から施行する。

第2項につきましては、第1条関係から第5条関係までの条例の一部改正については令和5年4月1日から適用する規定でございます。

第3項につきましては、今まで払っていた給与の内払いであるという規定でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 幾つか質問があるんですが、まず2点、人事院勧告に関わる中身で質問させていただきたいと思います。

8月7日の人事院勧告、そして京都府の人事委員会の勧告もその後行われており、それを受けての改正だと理解しておりますが、今年的人事院勧告の特徴的な内容についてお答えください。

それと、会計年度任用職員の方の内容がかなり変わっていると思うんですが、今度的人事院勧告ではどのように変えられたのか。そして井手町では、人事院勧告に基づいて改定したと先ほどの話の中で理解しているのですが、どのように改善されるのかということ。まずその2点お伺いしたいと思いません。よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、本町はこれまでから国的人事院勧告に準拠する形で職員の給与等も適用いたしております。今回の人事院勧告につきましては、全職員、給料表適用者につきましては、月例給平均で0.96%が引き上げられたということでございます。給料表が全部引き上がっています。あと一時金、期末手当、勤勉手当を合算しまして0.1か月の増額が勧告されているというところでございます。また、在宅勤務手当等の創設もございませけれども、本町では近隣の状況も伺いながら、今検討しておりますので、今回の条例改正にはまだ反映しておりませんが、勧告としてはそのようなことがうたわれております。大きくは人事院勧告での中身はそういう形で適用させていただいております。

あと、人事院勧告で会計年度任用職員の関係でございませけれども、今回、非常勤職員の給与として、本年4月から常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて非常勤職員、私どもで言う会計年度任用職員も、同じように改定するように努力する旨を指針に追加されたということがございます。本来、このように改定があれば、来年4月から給料表を適用するというところで今までやっておりました。実際、制度設計のときには、そのような例、準則的なものも来て、近隣でもそのような対応はしていたのですが、今回このような指針が出たことにより変わるところは、今申し上げましたように、正規職員については来年4月からこの適用を変えたときに遡及して給料表が上がるわけですが、会計年度任用職員についても同じように4月から適用するところが一番大きなところでございます。ボーナスは今までから正規職員と同じように期末手当の率で払っておりますので、そこについては変わりま

せんが、本給が変わるということで差額支給が発生してくるということでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 今答弁いただいたことは大体分かりました。ただ、今回の人事院勧告では特に初任給をはじめ若年層に重点を置くというようなことが重視されていたと思うんですが、井手町の若年層といたしますか、例えば高校卒業の方の給与は給料表でいうと1級の5号から始まっていると思うんです。今年度の給料表と今回改定される給料表を見ますと1万2,000円プラスになっているんですが、そういうことも反映しているのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） おっしゃっていただいたとおり、高校卒業の初任給であれば、15万4,600円だったものが令和5年の4月から16万6,600円と想定するというところでございます。大卒につきましても、1級の25号でありますので、18万5,200円が19万6,200円に変わるということでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 高校卒業の方の1級5号の初任給もそれに伴って上がるということです。この16万6,600円に上がるんですけども、京都府の最低賃金は現在1,008円だと思いますが、それと比べて低いと私は思うのですが、その点はどうなっているのかというように思います。よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） おっしゃいますとおり、最低賃金というのは私ども守らないといけませんし、10月で改定があったら会計年度任用職員にも適用す

る。たまたま井手町では、今該当している職員というのはいりません。確かに国の方でも、高校卒業の給料が始まるころについては1級の5号だということと言われておりますので、実際ここに地域手当がついている団体などであれば最低賃金をクリアする場合もあるとは聞いています。ですから、もしそのような現象が起きれば、格付は1級の5号になりつつ、引っかからないような手だてを取っていくのだろうというように考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 16万6,600円というのは最低賃金より下になるし、特に井手町の場合は地域手当がありませんので、高校卒業の初任給というのはかなり私は低いと思います。近隣で言いますと、宇治田原町は1級の9号から始まるんです。例えば井手町に勤めたいという方、採用されたいという方はやっぱり就職先の賃金を見られると思うんです。それでいいですよ、井手町の1級の5号から始まっている賃金はかなり低いと思いますし、初任給だけではなくて、ラスパイレス指数を見ましても、令和4年度も京都市を除く京都府下の自治体では一番低いんです。その前も低い、最下位、93%ぐらいだったと思うんですが、なっているんです。ですから、今回の改定自体で一定は上がりますけども、そういうことも含めて今後職員の皆さんの給与をもう少し僕は上げていかなければならないと思っています。特に人材確保の面から見てもそのことは必要だと思いますので、意見として添えます。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 議案第62号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について討論いたします。

提案されています給与に関する条例等の一部改正については、町職員、特別職、議員の給与改定と、会計年度任用職員も含めて、一括してこの第62号議案の中に提案されております。

まず、町職員の給与につきましては、高校卒業の初任給が昨年度から先ほど言いましたように1万2,000円アップしています。また、期末勤勉手当の支給月数も人事院勧告を基に0.1か月分引き上げるなど、一定、人事院勧告で指摘された若年層に重点を置くという点では勧告に従ったものとなっていると思います。会計年度任用職員については、給与改定が行われても、特定の改定の実施時期が昨年度は翌年度からなっていました。今回の改定では4月まで遡及することとなりました。今回の改定により、会計年度任用職員の給与については昨年度より改善するというふうに思います。

一方、井手町職員の給与は、先ほど言いましたように、他の自治体職員の給与と比較すると低い水準に客観的に見て置かれています。2022年4月1日の井手町の職員のラスパイレズ指数は93.4で、前年度からは0.3ポイント改善したんですけども、今、京都市を除く府下の市町村の中で最低となっています。初任給が他の自治体と比較しても低くなっているなど、人材確保の面からも今後引き上げていくべきだと考えます。

次に、特別職、我々議員の給与については、期末手当は支給されますが、本来、勤勉手当の対象にはなっていません。しかし、今回も期末手当に振り替えたりしています。そしてさらに、期末手当の算出に当たっては、毎月の我々の給与に一定の額を加算しております。議員で言えば15%加算していると思いますし、町長、副町長、教育長についてもそうであります。本来なら勤勉手当はないわけですが、そういう加算をすることによって期末手当を高くしているという実態があります。町長の場合、給与の35%を加算して期末手当を算出しています。西島町長は年度当初じゃなく途中で職に就かれましたので、その分、全部ではありませんが、私も含めて、そういう状況の中で算出しています。このようなやり方について、私は納得できません。

ただ、今回改正全てに賛成できるものではありませんが、また物価高に追いつく給与の引上げとは当然まだまだ足りないと思いますが、昨年度に比べ改善された面もあり、賛成といたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これですべての討論を終わります。

これから、議案第62号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第63号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) それでは、議案第63号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍謄本等の広域交付等が開始されることから、それに伴う所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2133、第2条、種類及び金額の規定でありまして、戸籍または除かれた戸籍の謄本等の広域交付及び戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の徴収に関する条文の整備であります。

それでは、1ページ戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これですべての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 幾つか質問させていただきます。令和元年5月24日に戸籍法の一部が改正され、それに伴う改正だというふうにお聞きしましたが、この法令によって、広域化というのも先ほども言いましたが、具体的にどういことができる法律なのか。これに基づいて改正されるというわけですが、その法律について、どのようなことが以前よりできるようになるのかということを知りたいと思いますので、お答え願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の戸籍法の改正につきましては、主に先ほど申し上げました戸籍謄本等が広域交付、つまり、これまでは本籍地でないと戸籍を上げることができませんでしたが、全国の市区町村の窓口で戸籍の請求が可能になります。今後、それに伴いまして、戸籍届出時における戸籍証明書等の負担の軽減ということで、添付書類等につきましても軽減されていく。例えばパスポートなどを取る时候についても、そういった負担軽減につなげていく。ただ、システムの配架等の関係で、直ちに3月1日から開始にはならないということでおっしゃられております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 分かりました。広域化ですので、例えば亀岡市での戸籍を取りたいときに、井手町の窓口でできることになるということですね。

あと、この提案の文書の中の2ページです。（13）戸籍電子証明書提供用識別符号というのがあるんですが、これはどういうものなのか説明をお願いします。そして具体的にどういう利点があるのかということもお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） ただいまご質問のありました電子証明書の提供用識別符号につきましては、先ほども申しましたパスポートの申請時におきまして、戸籍謄本等を提出するのではなく、この識別符号、番号になりますが、これを伝えていただくことでパスポートの事務において戸籍の確認ができる、パ

スワードのようなものになります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） ホームページ等を見ていますと、マイナンバーカードも活用するというふうに出ていました。特にマイナンバーカードのシステムを使って今後これがさらに充実していくという。パスポートがウェブでも取れるなどとなるんですが、マイナンバーカードとの関係で私自身は危惧していますので、そういうふうになるのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 今回の法律改正でそのような文言も見られておりますが、現在詳細については、まだ示されていないところであります。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） マイナンバーカードとの関わりで言いますと、まだ現時点ではそうっていないとおっしゃいますが、ホームページを見ますと、今後マイナンバーカードの情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍関係の情報を確認する手段も可能になるようにするというふうにおっしゃっているんです。マイナンバーカードについては、保険証との結びつきや、また井手町でもマイナンバーカードを住民の皆さんに取得するようにいろんな働きかけをされていました。

ただ、住民の方の中には非常に不安に思っておられる方がおられまして、具体的な例で言いますと、これは課長に前お伝えしたと思うんですが、デイサービスを利用されていた方が、デイサービスの利用をするところで、マイナンバーカードをお持ちですかというチラシをもらわれたわけです。これは住民福祉課が発行しているチラシであります。その中に、一番気になされていたのは、健康保険証がマイナンバーカードと一体化した場合、マイナ保険証になると、その後、介護保険証も一体化されます。今後マイナンバーカー

ドは必ず必要になる。ですから、まだお持ちでない方はぜひこの機会にというふうにおっしゃっているんです。今回のシステムでマイナンバーカードも使えるというふうになりますと、そういう働きかけがさらに町の方から強くなるかと思うんですが、そういう懸念はございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) マイナンバーカードの質問でございますけれども、マイナンバーカードは来年の秋、健康保健証に切り替わるなど、ますますそういった活用が増えてくると思いますので、実際、身分の証明以外にも様々な活用をしていただけるということで利便性が上がってくるものと考えておりますので、そういった点については周知してまいりたいと考えております。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 議案第63号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場から討論いたします。

戸籍法の一部を改正する法律は令和元年5月24日に成立し、令和6年、来年の3月1日から施行されます。法律が改正されたことにより、今まではできなかった本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書、除籍証明書を請求できるようになり、戸籍証明書等を本籍地の市区町村に個別に請求する手間がなくなり、便利になります。

二つ目、今後マイナンバー制度の活用により、いろんな申請手続において、戸籍証明書等の添付を省略することも可能になるとしてあります。さらに、戸籍電子証明書の活用により、パスポートの申請も、今までは必要だった戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインでも申請ができるようにしております。これは今後の話であります。

便利にはなるんですけども、本籍地以外の行政機関でも戸籍情報にアクセスできるようになることから、個人情報適切に保護する必要性が今以上に

高まります。さらに、マイナンバー制度のためにつくられた情報提供ネットワークシステムを通じて戸籍関係情報を確認する手段を提供可能にしようとしています。戸籍は極めて重要な個人情報です。これまで、各自治体が厳密に管理していたデータが国によって集積されていき、一括管理されるようになります。

また、今回この法令の改正により、マイナンバーカードも今後そこに絡んでくるということです。マイナンバーカードをめぐっても、昨日の総点検とは別に、11月までにマイナンバーとひもづけされた全ての保険証について、住民基本台帳と突き合わせて確認したところ、氏名などが不一致だったケースが約139万件あったと報道されています。

まだまだ、いろいろな問題が発生しているマイナンバー制度であります。それでも、マイナンバー制度のためにつくられた情報ネットワークシステムを今後利用されていくということですから、安全性の担保の面からもこの手数料条例を改定することについては反対であります。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第63号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第64号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第7回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第64号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第7回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところに

よる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,564万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。20款繰越金、補正前の額4,990万3,000円、補正額457万2,000円、計5,447万5,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額55億7,107万2,000円、補正額457万2,000円、計55億7,564万4,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、補正前の額6,740万5,000円、補正額59万2,000円、計6,799万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の59万2,000円であります。

2款総務費、補正前の額12億8,890万9,000円、補正額829万1,000円の減、計12億8,061万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の829万1,000円の減であります。

3款民生費、補正前の額12億3,244万9,000円、補正額488万4,000円、計12億3,733万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の488万4,000円であります。

4款衛生費、補正前の額3億7,723万1,000円、補正額151万6,000円、計3億7,874万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の151万6,000円であります。

6款農林水産業費、補正前の額5,174万円、補正額43万円、計5,217万円、財源内訳といたしまして、一般財源の43万円であります。

7款商工費、補正前の額7,663万7,000円、補正額16万円、計7,679万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の16万円であります。

8款土木費、補正前の額6億7,478万2,000円、補正額193万3,000円、計6億7,671万5,000円、財源内訳といたしまして、

一般財源の193万3,000円であります。

9款消防費、補正前の額5億1,485万5,000円、補正額28万6,000円、計5億1,514万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の28万6,000円であります。

10款教育費、補正前の額4億7,607万6,000円、補正額306万2,000円、計4億7,913万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の306万2,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額55億7,107万2,000円、補正額457万2,000円、計55億7,564万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の457万2,000円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。なお、24ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご参照ください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第64号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第7回）を採決します。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第65号、令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第65号、令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,779万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。なお、今回の補正につきましては、給与改定による人件費に要する所要額の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正がある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。6款繰越金、補正前の額3,115万円、補正額32万3,000円、計3,147万3,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額9億8,747万4,000円、補正額32万3,000円、計9億8,779万7,000円であります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。5款保健事業費、補正前の額2,978万3,000円、補正額32万3,000円、計3,010万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の32万3,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額9億8,747万4,000円、補正額32万3,000円、計9億8,779万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の32万3,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第65号、令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第66号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第66号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第3回)につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和5年度井手町水道事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和5年度井手町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出であります。第1款水道事業費用、既決予定額1億4,147万1,000円、補正予定額25万3,000円、合計1億4,172万4,000円、第1項営業費用、既決予定額1億3,306万4,000円、補正予定額25万3,000円、合計1億3,331万7,000円であります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費であります。既決予定額936万3,000円、補正予定額25万円、合計961万3,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第66号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第3回)を採決します。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第67号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第67号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,243万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。6款繰越金、補正前の額1,000円、補正額10万2,

000円、計10万3,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額6,232万9,000円、補正額10万2,000円、計6,243万1,000円であります。

1枚めくっていただきまして、裏面でございます。

歳出であります。1款業務費、補正前の額2,893万2,000円、補正額10万2,000円、計2,903万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万2,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額6,232万9,000円、補正額10万2,000円、計6,243万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万2,000円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第67号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第68号、令和5年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第68号、令和5年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,132万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、給与改定による人件費に要する所要額の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。7款繰入金、補正前の額1億8,801万3,000円、補正額16万8,000円、計1億8,818万1,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額9億9,115万5,000円、補正額16万8,000円、計9億9,132万3,000円であります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。1款総務費、補正前の額1,935万6,000円、補正額16万8,000円、計1,952万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の16万8,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額9億9,115万5,000円、補正額16万8,000円、計9億9,132万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の16万8,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第68号、令和5年度井手町介護保険特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第69号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第69号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,026万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。3款繰入金、補正前の額2億1,913万4,000円、補正額412万6,000円の減、計2億1,500万8,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額5億3,439万1,000円、補正額412万6,000円の減、計5億3,026万5,000円であります。

1枚めくっていただきまして、裏面でございます。

歳出であります。1款総務費、補正前の額1億5,352万5,000円、

補正額 10 万円、計 1 億 5,362 万 5,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 10 万円であります。

2 款事業費、補正前の額 1 億 6,834 万 1,000 円、補正額 422 万 6,000 円の減、計 1 億 6,411 万 5,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 422 万 6,000 円の減であります。

3 款公債費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の 412 万 6,000 円の減、一般財源の 412 万 6,000 円あります。

以上、歳出合計、補正前の額 5 億 3,439 万 1,000 円、補正額 412 万 6,000 円の減、計 5 億 3,026 万 5,000 円、財源内訳といたしまして、その他の 412 万 6,000 円の減であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。なお、8 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。
議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第 69 号、令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）を採決します。

議案第 69 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 61 号、工事請負契約変更について同意を求め
る件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二）　　それでは、議案第61号、工事請負契約変更について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道29号線第2工区道路改良その7工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、5道改第4号、町道29号線第2工区道路改良その7工事。2、変更契約金額、金1億949万5,100円、うち取引に係る消費税額、金995万4,100円。3、今回変更による増額、金786万1,700円、うち取引に係る消費税額、金71万4,700円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約変更につきましては、現在進めております町道29号線道路改良工事の法面アンカー工の工事の変更であります。主な変更内容としましては、アンカー工の受圧板の設置において、掘削面に転石等の不陸が確認される場合に必要となる不陸調整マットなどの追加であります。当初、アンカー工46か所のうち、不陸調整マットは必要となる箇所を想定で8か所として設計しておりましたが、掘削を進めたところ転石が散見され、今回46か所全てにマットを設置するよう変更するものです。

なお、施工に当たっては、今後法面掘削を進めるごとに転石など地質状況を確認し、不陸調整マットの必要性を精査の上、実施することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　岡田久雄議員。

9番（岡田久雄）　　1点だけ聞きたいんですけども、不陸マットとはどのようなものですか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　柳原建設課長。

理事（柳原健二）　　ただいまの質問についてお答えいたします。

不陸調整マットとは、アンカーの力を地山に伝えるために受圧板というものを設置するんですけども、その受圧板が地山と接する面に不陸があると、均一に力がかからないと受圧板に過度な力がかかるので、それを均一にするためにマットを敷いて、受圧板に均等に力がかかるというための工法でございます。施工方法としましては、マットを設置して、上に受圧板を設置した後、マットの中にグラウトといたしまして、コンクリートの軟らかいものですが、それを設置して、最後固めて、その後にアンカーを締めるという形の工法になります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第61号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第61号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　　挙手全員です。したがって、議案第61号は同意することに決定しました。

次に、日程第11、発議第4号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書を議題とします。

発議第4号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　　発議第4号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書について提案いたします。

まず、提案理由であります。イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への大規模な攻撃によって1万6,000人を超える、今日の報道では1万8,

000人を超えていますが、人々が犠牲となり、その3分の2が女性や子どもたちであります。ライフラインを壊され、水や食料、燃料などの支援物資の搬入も妨害され、病院を破壊され、逃げ場のない人々が命の危機にさらされております。国連の人権専門家は、ジェノサイド（集団殺害）の重大な危機があると警告を発しています。子どもたちを殺すな、直ちに停戦をと世界中から市民が行動し、イスラエル非難の国際世論が急速に高まっています。

国連安全保障理事会は11月15日に緊急かつ延長された人道的な戦闘の一時休止と人質の即時解放を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関はガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早くやめさせるため、緊急な行動を取ることを求めています。12月8日に国連安全保障理事会は、国連事務総長の要請に応じて提出された人道的即時停戦を求める決議案を否決しました。日本国政府は賛成、15分の13のその13か国に入っておりますが、賛成しておりましたが、アメリカが拒否権を発動したということで否決されております。そして本日、朝の報道で、国連の総会では停戦を求める決議が採択されております。日本は賛成に回っておりまして、賛成した国は150か国を超え、反対は10か国であります。イスラエルへの攻撃、同時にハマスも攻撃したのは国際法違反という立場で急速に世論が広がっております。

日本は平和憲法を持ち、イスラエルとパレスチナ双方に関係を持つ国であります。そういう意味では特別の役割があります。日本政府は今こそその理念を生かして即時停戦への最大努力を尽くすよう求めるため、意見書を提案いたします。

意見書の方に移ります。読み上げて提案します。

イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。既にガザ地区では犠牲者が1万6,000人を超え、その4割は子どもと報じられている。

今回のガザ危機の直接の契機となった10月7日のパレスチナのハマスによる無差別攻撃も、民間人を人質に取るなど強く非難されるべき国際法違反であり、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒

的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などジェノサイド（集団殺害）を行うことは決して許されるものではない。

国連安全保障理事会は、11月15日、「緊急かつ延長された人道的な戦闘の一時休止」と人質の即時解放を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関は、ガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせるために緊急な行動を取ることが求められている。

日本政府は、イスラエルに対して民間人を犠牲にする軍事行動の即時停止、安保理決議の遵守。イスラエル・パレスチナの双方には停戦の交渉に応じるよう、外交努力を尽くすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月13日、京都府綴喜郡井手町議会。

衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、総務大臣、鈴木淳司様、外務大臣、上川陽子様、内閣官房長官、松野博一様。

案文は以上であります。

この問題は、思想信条にかかわらず、人道的な立場で今、世界中が求めているものでありますから、ぜひ議員の皆さん、賛成いただきますようお願いいたしまして、私からの提案とさせていただきます。

以上であります。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲）　私の方からは、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書に対して、反対の立場から討論します。

今回の意見書につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にて

直近に提出されまして知り得た意見書であり、即時停戦につきましては人道的観点からも理解できるものですが、現状、意見書の内容について深く精査できておらず、内容の重要性から慎重に取り扱う必要性を感じ、今回拙速に賛成することは困難なことから、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書に対して反対します。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、発議第4号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書を採決します。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

次に、日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和5年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時09分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 小 割 直 彦

署名議員 谷 田 利 一